

岩手県告示第 228 号

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 129 条第 3 項の規定により、次のとおり和賀川淡水漁業協同組合の遊漁規則の変更を認可した。

平成 20 年 3 月 25 日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 漁業権者の名称及び住所

(1) 名称 和賀川淡水漁業協同組合

(2) 住所 北上市芳町 1 番 1 号

2 漁業権の免許番号 内共第 31 号

3 変更の内容

第 4 条の表中「石羽根発電所」を「石羽根ダム」に改め、第 7 条第 1 項ただし書中「、身体不自由者及び 70 才以上の者のときは無料」を「又は身体不自由者及び 75 才以上の者の場合、その者が北上市又は花巻市横志田に住居を置くときは無料、北上市以外又は花巻市横志田以外に住居を置くときは 2 分の 1 の額」に改め、同条第 2 項及び第 3 項中「70 才」を「75 才」に改める。

4 変更後の遊漁規則の施行日 平成 20 年 3 月 28 日